

告示

埼玉県告示第九百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年七月三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

PEONY WALK 東松山

ケーズデンキ ピオニウォーク東松山

埼玉県東松山市あずま町四丁目三番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の所在地

（変更前）埼玉県東松山市東松山都市計画事業高坂駅東口第二特定土地区画

整理事業地内二十五 一街区外

（変更後）埼玉県東松山市あずま町四丁目三番地外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては代表者の氏名

（変更前）ユニー株式会社 代表取締役 前村哲路

愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外 計七十六者

（変更後）ユニー株式会社 代表取締役 前村哲路

愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外 計七十六者

ハ 変更年月日

平成二十三年十一月二十五日外

ニ 届出年月日

平成二十四年六月二十一日

二 縦覧期間

平成二十四年七月三日から平成二十四年十一月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年七月三日から平成二十四年十一月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課